平成２７年（フ）第１０１０９号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井884―17
債務者　川島　規巽
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４２号
埼玉県川口市上青木西１丁目２―10―５―102
債務者　緒方　友紀
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４３号
東京都町田市木曽東４丁目12番イ13―305
債務者　増山　亮太
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４４号
東京都清瀬市竹丘１丁目15―11―501
債務者　藤枝　裕美
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４５号
東京都豊島区南大塚３丁目15―６―403
債務者　大井　光弘
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４６号
埼玉県朝霞市本町１丁目17―９―202
債務者　木村　信吾
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１８８号
千葉県浦安市富士見２丁目10―１―307
債務者　小林　正和
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２４７号
東京都江東区東砂３丁目19―９―202
債務者　上野　三郎
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２６０号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目32―６―205
債務者　青木　伸夫
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２６８号
東京都足立区江北２丁目31―13　第一若喜荘201
債務者　阿部　和男
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２７１号
東京都葛飾区西水元３丁目36―１
債務者　高橋　　寛
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２７５号
東京都板橋区赤塚新町３丁目32―１―213
債務者　鎌田　永実
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２７８号
東京都荒川区荒川８丁目22―２―703　エスポワール21
債務者　石井眞知子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２８４号
東京都品川区中延４丁目20―５―202
債務者　津波古孝志
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３００号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目18―５―1701
債務者　椿連華こと　春木　永美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３０１号
東京都板橋区泉町51―５―102
債務者　渡邊　恭良
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部